

1 . はじめに

- 1 . 1 港湾景観形成ガイドラインの構成
- 1 . 2 港湾景観形成のガイドライン策定の目的



館山港

1.1 港湾景観形成ガイドラインの構成

港湾景観形成ガイドラインは、「本編」と「参考資料編」の2編からなる。

本編は、「1. はじめに」、「2. 港湾景観の形成に向けて」、「3. 港湾景観の現状評価」、「4. 港湾景観の形成方策」、「5. 景観形成の体制」の5章から構成されている。

参考資料編では、「A. 港湾景観における当該港湾独自の魅力・見所発見のための参考資料」、「B. 港湾景観の現状評価ケーススタディ」、「C. 景観に関する指標・分析手法等の解説」を記述している。

本編は、港湾の景観形成における基礎的な手順、手法、考え方等を簡潔に示したものである。関連する知識や情報の習得にあたっては、適宜、参考資料編に掲載されている地域独自の魅力・見所発見の方法や具体的なスタディ事例等を積極的に活用されたい。

【解 説】

各篇における記述内容と意図は、以下に示す通りである。

「1. はじめに」では、まず、景観の形成に関する法整備の動向、港湾景観に関する現状、港湾景観の特性を整理し、港湾景観形成ガイドラインの目的と想定される活用方法を示している。

「2. 港湾景観の形成に向けて」では、港湾景観の形成について、まず取組みの手順と体制の一般論をフローで示した後、港湾景観の捉え方や個別の港湾施設の景観設計から港湾を含む地域全体の景観形成までの取組みレベルに応じた留意点等の基本的事項や活用方法を具体的に示している。

「3. 港湾景観の現状評価」は、港湾管理者をはじめとする港湾の景観形成に関わる行政担当者等が自らの手で、このガイドラインを活用して評価を行うことができるよう配慮して構成したものであり、港湾景観の現状を評価する手順や手法を示し、現状の港湾景観における改善すべき課題や、より向上させるための課題抽出を導くようにしている。

ただし、視対象、及び視点場を評価するには、現状の評価である問題点、課題のみを整理するのではなく、上記に加えて、地域の個性や魅力を形成せしめている要因や魅力を併せて抽出し、新たな視点場や視対象を発見することも重要となる。このことから、地域独自の個性や魅力を発掘する際に参考とすべき視点を「参考資料篇」にまとめているため、参照されたい。

「4. 港湾景観の形成方策」では、上記にて抽出した課題に対する景観形成方策について、我が国における代表的な事例の写真等を活用し、具体的に示している。また、それらの方策を実施、反映する港湾行政内の措置等について、示している。

「5. 景観形成の体制」では、港湾景観形成への取組みには多様な主体が関わり、港湾景観形成に向けた具体的な計画、設計等にあたって、専門家や住民等を交えた適切な体制を構築する必要があることから、景観検討及び景観整備における各主体の役割や体制づくりにおける留意事項等について、示している。

1.2 港湾景観形成ガイドライン策定の目的

港湾景観形成ガイドラインは、港湾景観形成に関する現状と課題、港湾景観の持つ本来的な特質を踏まえ、今後、港湾における景観形成の積極的な推進に資するべく、国、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、NPOや市民等、港湾に係る幅広い主体に活用される参考図書として作成されたものである。また、港湾の計画、設計、施工、完了等、事業の各段階において景観アセスメントが実施される際にも、その基本的な検討の方向を示すものとして活用されることを念頭に作成されている。

港湾における景観形成の第一歩は、港湾に携わる関係者一人一人が、自分たちの港やまちの姿や魅力を見つめ直し、港湾景観の現状を自らの手で分析・評価することである。このような観点から、本ガイドラインが幅広い関係者に読まれ、活用されることを期待している。

【解 説】

○「景観」を取り巻く政府の動き～ガイドライン策定の背景～

社会の成熟化に伴い、より質の高い生活環境が求められている中、景観形成に対する関心やニーズは一層高まってきている。

折しも、国土交通省は、平成15年7月、「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめ、今後の美しい国づくりのための取組みの基本的考え方や、公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立や分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等の美しい国づくりのための具体的施策を示した。

また、平成16年6月には「景観法」が制定され、景観を整備・保全するための基本理念の明確化などを内容とした、景観を正面から見据えた基本的な法整備が図られた。

このような状況の中、国土交通省港湾局においても港湾景観の形成の必要性を改めて認識し、平成17年3月に公表した「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」（交通政策審議会答申）の中で、港湾景観の形成をその政策に位置付けるとともに、今回、港湾景観形成ガイドラインを作成することとなった。

これを機に、関係者のより一層の努力を期待するものである。

○港湾景観の形成に関する現状と課題

これまで、港湾空間（景観）の形成を目指した各種の整備事業として、例えばウォーターフロント開発関連事業、歴史的港湾環境創造事業、港湾景観形成モデル事業、臨海部再編関連事業等が展開されてきたが、港湾空間全体の景観については、まだ改善の余地がある。

また、近年、パブリックアクセスの概念が広く普及するに伴い、一般市民から港湾における水際緑地やアクセス路の整備が求められているが、維持管理の行き届いていない施設等が人の目に多く触れる例が見られる。この他、一般市民が気軽に立ち寄れないようなところに緑地等が整備されたために、美しい港湾の魅力が十分に活かされていない例も見受けられる。

現在、「景観」という概念や、構造物の設計にあたって景観に配慮することの必要性は、港湾に関係する各主体の現場レベルまで広く行き渡ってきたといえるが、その実践的な対応としては、個別構造物の意匠・色彩等という化粧的な整備にとどまっている。

○港湾景観の特性

そもそも、港湾は様々な陸上交通手段が発達する以前から、遠方との物資の流通・供給拠点、人々の交流の拠点（交通拠点）として重要な役割を果たしてきた。このように、港湾の背後には

物資を買い、人々が集い賑わうまちが形成され、港とまちとが一体的な空間を形成してきている。

したがって、そのような起源を持つ港湾の場合、その景観形成にあたっては、まちとの近接性・一体性を有する港湾の立地特性を活かし、港湾をまちの重要な景観資源・財産として位置づけ、まちづくりの一環として進めることが重要である。

また、物流機能や生産機能が広大な港湾空間に展開する現代の大規模な港湾や工業港湾においては、水域を有する港湾ならではの広大なオープンスペース、メガスケールの圧倒的存在感を有するガントリークレーン等の荷役機械や大規模なコンテナ船等が陸域と水域を挟んで荷役活動を繰り広げる様子、水際に上屋・倉庫群が立ち並ぶ風景、無機質な素材感や独特の機能的形態を持つ工場・プラント等の生産系施設群が織り成す独特のリズム感や緊張感ある景観が、現代港湾ならではの魅力として積極的に評価されつつある。

このように、港湾には貨物と旅客の円滑な物流・交通機能を維持・確保するための様々な港湾施設や地域産業を支える生産系施設等が立地していることから、港湾空間全体の景観形成を図るには、景観に配慮した単一の構造物の設計とは異なり、総合的かつ長期的な取組みが求められる。

さらに、港湾の整備、維持管理と利用には、行政や関連機関、民間事業者、地域住民等、様々な主体が関係することから、景観形成に向けた体制（合意形成）を構築するとともに、各主体の役割分担を明確化する必要がある。

○港湾景観の形成に向けた各主体の役割分担

前述のとおり、港湾景観を形成するためには、港湾管理者のみならず、国や関係自治体の担当者、民間事業者やNPO、市民等さまざまな主体の協力が不可欠であるが、港湾景観の特性を踏まえ、長期的かつ計画的な景観形成を図っていくためには、港湾空間の管理主体である港湾管理者の果たすべき役割が大きい。港湾区域が複数の市町村にまたがるような場合等には、港湾管理者が主体となって積極的に複数の市町村との調整・連携を図りながら、背後のまちとの一体的な景観形成を図ることが望まれる。

また、国の関係機関は、“美しい国づくり”に向けた政策を展開する中で、地域における今後の景観形成の事業に積極的に関与していく必要がある。港湾景観についても、国の関係機関は、港湾施設の整備事業の様々な局面において、港湾景観の形成に努める必要がある。

民間事業者やNPO、市民等も、それぞれが港湾景観の形成に関わる自覚を持ち、行政とのパートナーシップの下、港湾景観形成への取組みの様々な場面に積極的に参加することが望まれる。

なお、本ガイドラインは、今後、試行事業、フォローアップ等を通じて内容の充実を図る予定であり、今回公表するガイドラインはその第一歩となるものである。